

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税課税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、個人住民税課税事務(以下「課税事務」)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

また、課税事務における税情報は地方税法第22条等の罰則規定により重い守秘義務が課せられている個人情報であることを認識し、個人情報の保護に関する法律、座間市個人情報保護条例等の個人情報保護に関する関係法令を順守するとともに、組織として個人情報の管理体制を明確にし、人的・物理的セキュリティ、不正アクセス等への対策を策定し、履行し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

評価実施機関名

座間市長

公表日

令和3年9月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税に関する事務
②事務の内容	<p>地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び地方税法に基づく座間市市税条例(昭和60年10月1日条例第42号)により、座間市内に住所又は事務所を有する個人に対し、行政上の諸施策の基盤として個人に対し税負担を求め個人住民税の賦課を行っている。なお、個人住民税賦課事務に当たり、当該課税年度の初日の属する年の前年の所得、控除、扶養等の情報を随時調査等を行い適正に捕捉している。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 座間市内に住所又は事務所を有する個人の個人住民税に関する申告(法定調書の提出を含む。)の受付</p> <p>② 個人住民税の課税台帳の管理</p> <p>③ 個人住民税賦課決定</p> <p>④ 個人住民税税額決定の通知</p> <p>⑤ 個人住民税の納税義務の拡張及び継承の調査</p> <p>⑥ 個人住民税の減免の適正調査</p> <p>⑦ 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る調査</p> <p>⑧ 個人住民税の寡婦(夫)控除の適用に係る調査</p> <p>⑨ 個人住民税の障害者控除の適用に係る調査</p> <p>⑩ 個人住民税の課税(家屋敷課税)に係る調査</p> <p>⑪ 座間市の住民基本台帳に記録されていない個人への個人住民税の賦課及び住民登録地への通知</p> <p>⑫ 給与所得に係る個人住民税の特別徴収義務者への特別徴収税額の通知</p> <p>⑬ 個人住民税の特別徴収に係る給与所得者の変更に関する届出</p> <p>⑭ 国税庁からの国税情報(所得税確定申告及び法定調書)の収集及び国税庁への扶養是正情報の提供(国税連携)</p> <p>⑮ 賦課期日における住民登録地への課税情報提供</p> <p>⑯ 退職所得に係る分離課税分の個人住民税申告納入書の受付</p> <p>⑰ 個人住民税課税(非課税)証明書の交付</p> <p>⑱ 公的年金等所得に係る個人住民税の特別徴収義務者(日本年金機構等)への特別徴収税額の通知</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税課税管理システム	
②システムの機能	<p>1 課税処理</p> <p>(1) 課税資料登録機能 納税義務者等から提出される課税資料を登録する。</p> <p>(2) 課税機能 申告情報等の各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。</p> <p>(3) 通知書作成機能 普通徴収納税義務者宛の納税通知書を出力する。 特別徴収義務者及び特別徴収納税義務者宛の税額決定通知書を出力する。</p> <p>(4) 異動情報受付登録機能(特別徴収者) 特別徴収義務者からの異動届出書を基に徴収方法の変更を行う。</p> <p>(5) 減免申請受付登録機能 減免申請書を基に審査結果を登録する。</p> <p>(6) 更正(税額変更)機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行い、税額変更通知書を出力する。</p> <p>2 発行・通知</p> <p>(1) 各種証明書発行機能 課税(非課税)証明書を出力する。</p> <p>(2) 通知書発行機能 各種照会書を出力する。</p> <p>3 参照</p> <p>(1) 課税情報参照機能 課税台帳から、所得、控除、税額等を参照する。</p> <p>4 統計</p> <p>(1) 調定表作成機能 課税処理結果より調定表の基となる情報を出力する。</p>	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (情報連携サーバ)	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム

システム2

①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	<p>既存住基システム副本管理等の機能を提供する。</p> <p>住基システム保有情報の氏名住所等を管理し各業務で利用する。 ※随時(リアルタイムで)、住基システムに対し異動データを要求し、差分情報として宛名異動データ取得を行う。</p>	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム

システム3	
①システムの名称	情報連携システム
②システムの機能	<p>個人番号、宛名コード、統合宛名番号のひも付け管理及び庁内情報連携等の機能を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各業務システムからの統合宛名番号要求に対し、同番号を付番し、各業務システム及び中間サーバに返却する。 宛名情報等管理機能 情報連携システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報及び各業務システムから番号法別表第2の規定に基づき提供される個人情報情報を統合宛名番号とひも付け、中間サーバに通知する。 情報照会機能 各業務システムからの要求に基づき、番号法別表第2の規定に基づき提供を求める個人情報情報を、処理通番の要求・受信後に中間サーバへ送信する。 各業務システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する。 符号要求 統合宛名番号とひも付く情報提供に用いる個人の識別子である符号の要求を中間サーバに送信する。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバ)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステム・統合宛名管理システム間のデータ受渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 符号の管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である符号と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する統合宛名番号とをひも付け、その情報を保管、管理する。 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 市町村各システムとの情報連携 情報提供ネットワークシステムと中間サーバ間、及び中間サーバと統合宛名管理システム間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 情報提供データベースの管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持、管理する。 データの送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（情報連携サーバ）
システム5	
①システムの名称	地方税ポータルシステム(=eLTAXシステム)
②システムの機能	<p>地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータを、地方税共同機構からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。本市では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行っている。</p> <p>1 給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 2 特別徴収税額通知データの送信機能 3 申告データ審査・照会機能 4 申請・届出データ審査・照会機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム6	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁から地方税共同機構を経由して各地方公共団体へ送信する。本市では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行っている。</p> <p>1 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4 団体間回送機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当該年度賦課期日に座間市に住所を有する者のうち、個人住民税申告書、確定申告書及び法定調書の提出があった納税義務者とその扶養親族として記載される者 ※現年課税年度を含めた過去5か年度分の納税義務者及びその扶養親族
その必要性	地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第223条の規定に基づく地方税法の定めにより個人住民税を賦課徴収し、行政上の諸施策の基盤となる財源確保をするために座間市内に住所を有する納税義務者及び被扶養者を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他識別情報 本人識別情報検索確定キー等として使用するために保有。 ・ 国税関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報 当該年度個人住民税の賦課、非課税や減免の判定、また各種行政の事務処理の判定基準とするために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	企画財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	個人住民税課税台帳を整備し、納税義務者に対し適正な賦課を行うため。	
④使用の主体	使用部署	企画財政部市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 個人住民税課税台帳整備に関する事務 ・ 申告書に記載される納税義務者の所得、控除、扶養情報の収集 ・ 各種機関から提出される納税義務者の所得、控除、扶養情報の収集 ・ 生活保護関係情報の把握による非課税及び減免の判定 ・ 退職所得に係る分離課税分の個人住民税申告納入書の受付 2 控除情報に関する事務 ・ 寡婦(夫)控除の適用に係る戸籍調査 ・ 障害者控除の適用に係る認定調査 ・ 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る調査 ・ 社会保険料控除の適用に係る調査 3 課税権者に関する事務 ・ 賦課期日における課税権者の調査及び所得情報の提供、収集 ・ 家屋敷・事業所課税のための申告情報の提供、収集
	情報の突合	1 納税義務者の所得情報等の名寄せ(上記1) 2 各種控除、扶養情報、非課税判定、減免の調査(上記1、2) 3 課税権調査による個人住民税課税情報の提供、収集(上記3)
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	課税資料データ入力業務委託	
①委託内容	紙で提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を専任のオペレータが専用の機器を使用しデータ入力を行う。データ入力後、本市のデータ形式へ加工し納品する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社南旺社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (62) 件 [○] 移転を行っている (23) 件 [] 行っていない	
提供先1	給与所得等に係る個人住民税特別徴収義務者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	給与所得等に係る個人住民税の特別徴収税額情報の把握	
③提供する情報	給与所得等に係る個人住民税の特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	当初課税及び更正の賦課決定の都度	

提供先2	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金所得等に係る個人住民税の特別徴収税額情報の把握
③提供する情報	年金所得等に係る個人住民税の特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	当初課税及び更正の賦課決定時(月1回)
提供先3	番号法第19条第8号別表第2に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	地方税法関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会があった都度

提供先4	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	所得税の更正決定
③提供する情報	所得税の更正決定情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	所得税の更正決定に係る納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先1	番号法第9条第1項別表第1の上欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(別紙2を参照)
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1の下欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートで入退館管理をしている建物内で、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税課税管理ファイル

・個人住民税賦課ファイル

1 タイムスタンプ日付, 2 タイムスタンプ時刻, 3 年度, 4 宛名コード, 5 賦課連番, 6 徴収区分, 7 賦課レコード状態, 8 処理コード, 9 更正事由, 10 異動年月日, 11 済期, 12 開始期, 13 済月, 14 開始月, 15 更新年月日, 16 更新時分, 17 更新職員番号, 18 消除区分, 19 優先資料区分, 20 優先資料番号, 21 給与合算区分, 22 受給者番号, 23 非課税区分, 24 控対配, 25 配特区分, 26 扶養同老人数, 27 扶養老人数, 28 扶養他人数, 29 扶養特定人数, 30 障害同特人数, 31 障害特人数, 32 障害他人数, 33 扶障配合区分, 34 本人特障, 35 本人他障, 36 夫あり, 37 未成年, 38 老年者, 39 寡婦一般, 40 寡婦特別, 41 寡夫, 42 勤労学生, 43 本人専従, 44 事業所家屋敷, 45 均等割区分, 46 本人希望徴収区分, 47 青色申告区分, 48 専従配偶者, 49 専従他人数, 50 生活保護取扱区分, 51 次年度市申送, 52 特徴給報資料番号, 53 減免率1期~4期, 54 減免率随1~2, 55 減免開始日, 56 変更納期限1期~4期, 57 変更納期限随1~2, 58 確定延滞金計算区分, 59 決定日, 60 オンライン決定フラグ, 61 給与収入, 62 専従給与収入, 63 公的年金収入, 64 総合雑, 65 営業所得, 66 農業所得, 67 他事業所得, 68 不動産所得, 69 利子所得, 70 配当所得, 71 投信配当所得, 72 雑所得, 73 一時所得-特後, 74 総短所得-特後, 75 総長所得-特後, 76 譲渡一時所得, 77 超短土地所得, 78 土地等所得, 79 分短一般-特後, 80 分短軽減-特後, 81 分長一般-特後, 82 分長特定-特後, 83 分長軽減-特後, 84 分長軽減-特後, 85 山林所得-特後, 86 退職所得, 87 譲渡益, 88 外貨建て証券投信, 89 その他証券投信, 90 商品先物取引, 91 変動所得, 92 臨時所得, 93 変超所得, 94 変動臨時前年, 95 変動臨時前前年, 96 免税所得, 97 肉牛売却所得, 98 肉牛売却価額, 99 国外配当, 100 少額配当所得, 101 非課税所得, 102 上場株式等譲渡, 103 分長譲渡特定居住, 104 分離配当所得, 105 繰越損失-配当, 106 繰越損失-先物取引, 107 総合譲渡-特前, 108 一時所得-特前, 109 分短一般-特前, 110 分短軽減-特前, 111 分長一般-特前, 112 分長特定-特前, 113 分長軽減-特前, 114 分長軽減-特前, 115 山林所得-特前, 116 株式譲渡-特前, 117 繰越損失-特定投資株式, 118 災害減免額, 119 基準所得税額, 120 繰越損失-総所得, 121 繰越損失-超短期, 122 繰越損失-土地等, 123 繰越損失-分短, 124 繰越損失-分長, 125 繰越損失-山林, 126 繰越損失-株式, 127 繰越損失-特定居住, 128 繰越損失-雑, 129 総合譲渡短-特控, 130 総合譲渡長-特控, 131 政党等寄付金控除等, 132 特定支出控除額, 133 専従控除合計, 134 雑損控除, 135 医療費控除, 136 社会保険料控除, 137 共済等掛金控除, 138 寄付金控除, 139 一般生保所税控除, 140 一般生命保険支払, 141 生保所得税控除, 142 個人年金支払, 143 損保長期支払, 144 損保短期支払, 145 生命保険料控除民税入力, 146 損害保険控除民税入力, 147 配偶特別控除民税入力, 148 医療費支払額, 149 地震保険料支払額, 150 期割充当額1~8, 151 人的控除の差の合計, 152 損害保険控除国, 153 所得税寄付金控除, 154 所得税配特控除, 155 住宅取得控除, 156 配当控除, 157 外国税額控除, 158 個人年金所税控除, 159 損保長期所税控除, 160 損保短期所税控除, 161 投資リース控除, 162 耐震改修特別控除, 163 地震保険控除国, 164 電子証明書等特別控除, 165 住宅特別控除可能額, 166 還付金額, 167 調整控除市, 168 調整控除県, 169 配当割額控除額, 170 株式等譲渡所得割額控除額, 171 配偶者合計所得, 172 差引所得税額, 173 所得税額, 174 給与所得, 175 公的年金所得, 176 生命保険料控除, 177 障害者控除, 178 老年者控除, 179 寡婦控除, 180 寡夫控除, 181 勤労学生控除, 182 配偶者控除, 183 配偶特別控除, 184 扶養控除, 185 基礎控除, 186 一般生保民税控除, 187 個人年金民税控除, 188 損害保険民税控除, 189 損保長期民税控除, 190 損保短期民税控除, 191 地震保険民税控除, 192 地震分民税控除, 193 住宅特別控除見込額, 194 特定一般医薬品等, 195 住宅特別控除市, 196 住宅特別控除県, 197 税源移譲控除調整前市, 198 税源移譲控除調整前県, 199 税源移譲控除調整後市, 200 税源移譲控除調整後県, 201 適用控除合計, 202 本人勤労所得, 203 本人不労所得, 204 翌年度繰越損失, 205 総所得, 206 非課税判定所得計, 207 課税所得計, 208 総所得金額等, 209 扶養判定所得計, 210 超短土地-繰後, 211 土地等-繰後, 212 分短一般-繰後, 213 分短軽減-繰後, 214 分長一般-繰後, 215 分長特定-繰後, 216 分長軽減-繰後, 217 分長軽減-繰後, 218 山林-繰後, 219 譲渡益-繰後, 220 退職-繰後, 221 商品先物-繰後, 222 平均対象額, 223 平均調整所得, 224 平均特別所得, 225 平均平均税率市, 226 平均平均税率県, 227 平均調整所得市, 228 平均調整所得県, 229 平均特別所得市, 230 平均特別所得県, 231 総所得-課標, 232 超短土地-課標, 233 土地等-課標, 234 分短一般-課標, 235 分短軽減-課標, 236 分長一般-課標, 237 分長特定-課標, 238 分長軽減-課標, 239 分長軽減-課標, 240 山林所得-課標, 241 証券所得-課標, 242 退職所得-課標, 243 商品先物-課標, 244 上場株式-課標, 245 分離配当-課標, 246 上場株式-繰後, 247 総所得市-算出, 248 総所得県-算出, 249 超短土地市-算出, 250 超短土地県-算出, 251 土地等市-算出, 252 土地等県-算出, 253 分短一般市-算出, 254 分短一般県-算出, 255 分短軽減市-算出, 256 分短軽減県-算出, 257 分長一般市-算出, 258 分長一般県-算出, 259 分長特定市-算出, 260 分長特定県-算出, 261 分長軽減市-算出, 262 分長軽減県-算出, 263 分長軽減市-算出, 264 分長軽減市-算出, 265 山林所得市-算出, 266 山林所得県-算出, 267 肉売価額市-算出, 268 肉売価額県-算出, 269 証券所得市-算出, 270 証券所得県-算出, 271 退職所得市-算出, 272 退職所得県-算出, 273 商品先物市-算出, 274 商品先物県-算出, 275 上場株式市-算出, 276 上場株式県-算出, 277 65歳以上特例額市, 278 65歳以上特例額県, 279 配当割額控除額市, 280 配当割額控除額県, 281 株譲渡所得割額控除額市, 282 株譲渡所得割額控除額県, 283 控除不足額市, 284 控除不足額県, 285 配当控除市, 286 配当控除県, 287 所得割調整市, 288 所得割調整県, 289 差引所得割市, 290 差引所得割県, 291 外国税額控除市, 292 外国税額控除県, 293 減免前所得割市, 294 減免前所得割県, 295 減免前均等割市, 296 減免前均等割県, 297 減免所得割市, 298 減免所得割県, 299 減免均等割市, 300 減免均等割県, 301 年税額, 302 年税所得割市, 303 年税所得割県, 304 年税均等割市, 305 年税均等割県, 306 特徴税額, 307 特徴所得割市, 308 特徴所得割県, 309 特徴均等割市, 310 特徴均等割県, 311 普徴税額, 312 普徴所得割市, 313 普徴所得割県, 314 普徴均等割市, 315 普徴均等割県, 316 前納報奨金, 317 定率控除所得割市, 318 定率控除所得割県, 319 通知書番号, 320 延滞金1期~4期, 321 計算値老年者区分, 322 月割額01~12, 323 月別特徴指定番号01~12, 324 月別特徴個人番号01~12, 325 期割額1~6, 326 警告コード1~6, 327 エラーコード1~6, 328 特徴指定番号, 329 特徴個人番号, 330 月割充当額01~10, 331 生年月日, 332 合併前自治

体コード, 333 個人番号配番用資料番号, 334 賦課住所区分, 335 賦課住所コード, 336 還付加算金起算日設定, 337 住宅特定取得以外, 338 居住年月日, 339 期割額7, 340 期割額8, 341 変更納期限随3~4, 342 減免割合, 343 減免理由, 344 月割充当額11~12, 345 税移減税区分, 346 年金特徴計算, 347 年金特徴停止月, 348 本徴収停止依頼日, 349 年金特徴分控除合計, 350 年金特徴分人的控除, 351 年金特徴税額, 352 年金特徴所得割市, 353 年金特徴所得割県, 354 年金特徴均等割市, 355 年金特徴均等割県, 356 支払回数割4月・6月・8月・10月・12月・2月, 357 地方自治体寄附金, 358 県指定寄附金支払, 359 市指定寄附金支払, 360 日赤等寄附金支払, 361 寄附金控除市, 362 寄附金控除県, 363 普徴変更前年特所得割市, 364 普徴変更前年特所得割県, 365 普徴変更前年特均等割市, 366 普徴変更前年特均等割県, 367 年金特徴分期割額1~8, 368 分離配当一繰後, 369 分離配当市一算出, 370 分離配当県一算出, 371 新生命保険支払, 372 介護医療保険支払, 373 新個人年金支払, 374 申告特例寄附金, 375 申告特例分寄附金控除市, 376 申告特例分寄附金控除県, 377 支払回数割翌4月・6月・8月, 378 本徴収更正月, 379 同一生計控配外, 380 仮徴収存在, 381 扶養年少人数, 382 扶養成年人数, 383 仮徴収停止事由, 384 拡張済期, 385 拡張開始期, 386 期割充当額9~14, 387 期割額9~14, 388 年金特徴分期割額9~14, 389 変更納期限5~10, 390 賦課強制修正フラグ, 391 印刷用更正事由, 392 延滞金手動計算区分, 393 所のみ配当証券, 394 住のみ配当証券, 395 所のみ配当所得, 396 住のみ配当所得, 397 所のみ外貨建証, 398 住のみ外貨建証, 399 所のみその他証, 400 住のみその他証, 401 所のみ国外配当, 402 住のみ国外配当, 403 所のみ上場株式, 404 住のみ上場株式, 405 所のみ分離配当, 406 住のみ分離配当, 407 条約適用配当所得, 408 条約適用配当所得税税率分子, 409 条約適用配当所得税税率分母, 410 条約適用配当住民税税率分子, 411 条約適用配当住民税税率分母, 412 条約適用利子所得, 413 条約適用利子所得税税率分子, 414 条約適用利子所得税税率分母, 415 条約適用利子住民税税率分子, 416 条約適用利子住民税税率分母, 417 特例適用配当所得, 418 特例適用利子所得, 419 条約適用配当一繰後, 420 条約適用配当一課標, 421 条約適用配当市一算出, 422 条約適用配当県一算出, 423 条約適用利子一繰後, 424 条約適用利子一課標, 425 条約適用利子市一算出, 426 条約適用利子県一算出, 427 特例適用配当一繰後, 428 特例適用配当一課標, 429 特例適用配当市一算出, 430 特例適用配当県一算出, 431 特例適用利子一繰後, 432 特例適用利子一課標, 433 特例適用利子市一算出, 434 特例適用利子県一算出,

・個人住民税被扶養専従ファイル

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報の取扱いも個人情報の取扱いと同様としている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>個人情報を取り扱う部署は、座間市個人情報保護条例(以下「個人情報保護条例」という。)第8条の規定により、個人情報を取り扱う目的、収集の方法、記録の内容、利用提供の範囲等を定めた個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備えることとし、新たに個人情報を取り扱う場合又は登録内容を変更する場合は、個人情報保護審査会へ報告することとなる。この登録簿は、一般の閲覧に供されている。</p> <p>また、個人情報保護条例には、個人情報の不正取得・提供等に対して罰則規定が設けられている。</p>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「重要機械室への入室権限」(入退出管理)及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」(アクセス制御)を有する者を厳格に管理する。 ・ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内で、さらに入退室管理を行っている重要機械室に設置したサーバ内に特定個人情報を保管する。 ・ サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証を必要とする。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>地方税情報を他の機関及び庁内連携システムにおいて利用する場合、アクセスログを記録し不正アクセスが検知された場合、ログを追跡することで操作端末を特定する。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 情報連携サーバにおける措置</p> <p>(1) 各業務システムから中間サーバ宛の情報照会要求の中継においては、照会元、照会先、照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。</p> <p>(2) 接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>※2 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>※3 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>3 中間サーバの運用における措置</p> <p>中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定に当たっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 情報連携サーバにおける措置</p> <p>(1) 各業務システムから中間サーバ宛の情報提供要求の中継においては、提供元、提供先、提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。</p> <p>(2) 接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑止している。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手、中間サーバにも格納し、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>(2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>3 中間サーバの運用における措置</p> <p>中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定に当たっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不正に提供されるリスクに対応している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置
 - (1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 - (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置
 - (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 - (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 - (3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 - (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	バックアップデータは外部に保管、施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 情報システムに障害又は侵害、情報資産の漏えい等(以下「不正行為」という。)が発生した場合における連絡、証拠保全、被害拡大の防止等に必要措置を迅速かつ円滑に実施し、再発防止の措置を講じるための緊急時対応計画書等を定め、実行する。
 - (1) 情報セキュリティ緊急時対応計画書によるリスク対策
 - ・ システム、セキュリティ等に関する管理者を定める管理体制の整備
 - ・ 不正行為の分類と脅威度の判定及び脅威度に基づく対応を規定
 - ・ 緊急連絡網の整備
 - (2) 情報セキュリティ障害対応手順書によるリスク対策
 - ・ システム障害、不正アクセス、情報漏えいへの対応手順としてインシデントの分類、事象確認、初期対応、復旧作業、復旧後の措置を規定
 - ・ 障害時の緊急連絡網を整備
- 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置
 - ・ 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 - ・ 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 - ・ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 定期研修 新しく配属になった職員の技能の取得及び担当職員(臨時・非常勤職員を含む。以下同じ)の技能向上とセキュリティポリシーの遵守を図るために、定期研修を行う。 2 随時研修 システムの変更、法改正等により必要と認められる時に、随時研修を行う。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	座間市 総務部 文書法制課 情報公開係 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144(直通)
②請求方法	・ 座間市個人情報保護条例第19条の規定により、書面の提出により開示の請求を行う。 ・ 個人情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。ただし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	座間市 企画財政部 市民税課 市民税係 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8833(直通)
②対応方法	電話、メールによる問合せ

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	対象外のため実施せず。
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	対象外のため実施せず。
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	様式変更に伴う再評価			事前	
令和3年9月1日	②事務の内容	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び地方税法に基づく座間市市税条例(昭和60年10月1日条例第42号)により、行政上の諸施策の基盤として座間市内に住所を有する個人又は事務所を有する法人等に対し税負担を求め個人住民税の賦課を行っている。	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び地方税法に基づく座間市市税条例(昭和60年10月1日条例第42号)により、座間市内に住所又は事務所を有する個人に対し、行政上の諸施策の基盤として個人に対し税負担を求め個人住民税の賦課を行っている。	事後	
令和3年9月1日	②事務の内容	⑧ 個人住民税の寡婦控除の適用に係る調査	⑧ 個人住民税の寡婦(夫)控除の適用に係る調査	事後	
令和3年9月1日	I. 基本情報、2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム、システム7 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携② 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法別表及び別表第2 <別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 <別表第2における情報照会の根拠> 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項 第27の項	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法別表及び別表第2 <別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 <別表第2における情報照会の根拠> 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項 第27の項	事後	
令和3年9月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要、3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・寡婦控除の適用に係る戸籍調査	・寡婦(夫)控除の適用に係る戸籍調査	事後	
令和3年9月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	日本通運株式会社	株式会社南旺社	事後	

令和3年9月1日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要、5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	59件	62件	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要、5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3	番号法第19条第7号別表第2に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第2に掲げる者(別紙1を参照)	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要、5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第2(別紙1を参照)	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要、5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に掲げる事務(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務(別紙1を参照)	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要、5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅲ. リスク対策、6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ※2 番号法別表第2及び第19条14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ※2 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	

令和3年9月1日	Ⅲ. リスク対策、6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ※2 番号法別表第2及び第19条14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ※2 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。	事後	
令和3年9月1日	別紙1 タイトル	(別紙1)提供先3 番号法第19条第7号別表第2に定める者	(別紙1)提供先3 番号法第19条第8号別表第2に定める者	事後	
令和3年9月1日	別紙1 No.61		(提供先) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 (法令上の根拠) 番号法別表第2の121項 (提供先における用途) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	No.61を新たに追加するため変更前の記載なし